CRPD/C/KOR/CO/2-3

**韓国の第2・3回合併報告に関する総括所見**

2022年10月6日　　　　　　　　　　　　　　　　　（JD仮訳）

障害者権利委員会

**Concluding observations on the combined second and third periodic reports of the Republic of Korea\***

**Ⅰ. はじめに**

1. 障害者権利委員会(委員会)は、2022年8月24日および25日の第598回および599回の会合[[1]](#footnote-1)で、韓国の第2・3回の合併定期報告[[2]](#footnote-2)を検討した。そして、2022 年 9 月 5 日の第 614 回会合で、本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告前質問事項[[3]](#footnote-3)に回答し、委員会の報告ガイドラインに従って韓国の第2・3回合併報告が作成されたことを歓迎する。

3. 委員会は、関連する政府省庁の代表を含む多様で多部門にわたる締約国代表団と行われた実りある誠実な対話を高く評価する。

 **II. 肯定的な側面**

4. 委員会は、障害のある人の権利の実現を促進するためにとられた立法措置、特に以下を歓迎する。

 (a) 2008年の条約批准時に加えられた条約25条(e)の留保を2021年12月に撤回したこと。

(b）韓国手話言語を締約国の公用語の一つとして認める「韓国手話言語法」を2016年に採択したこと。

 (c）点字がハングルとともに締約国で使用される文字群として、ハングルと同じ地位を有することを規定する点字法の採択（2017年）。

 (d）2018年に「障害者の健康権及び医療サービスへのアクセスの保証に関する法律」を採択したこと。

(e）2021年の「施設から出た障害者の自立生活支援のための工程表」の採択。

 **III. 主な懸念事項と勧告**

 **A. 一般原則と義務（第 1 ～ 4 条）**

5. 委員会は、懸念をもって次のことに注目している。

 (a）「障害者福祉法」における障害の定義は改められたものの、障害関連の法律および政策は、まだ完全に条約に沿ったものとなっておらず、一部の障害者、特に盲ろう者およびHIV／AIDSの障害者の具体的なニーズを判断することができない。

(b）障害の医学的モデルは、最近の障害等級システムの改訂とそれに伴う等級区分の6段階から2段階への削減にもかかわらず、障害等級制度を含め、依然として締約国で広く用いられており、障害のある人の社会への参加を妨げ、適切なサービスおよび支援へのアクセスを制限するという悪影響を及ぼしている。

 (c) 政策立案者、裁判官、検察官、教員、障害者に関わる仕事をしている医療、保健、その他の専門職の間で、条約が認める権利についての認識が欠如していること。

**6. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。**

 **(a）既存の国内の障害関連の法律および政策を条約の規定に従って見直し、すべての障害者、特に精神障害者および／または知的障害者、盲ろう者、HIV／AIDSの障害者を対象範囲とする障害の概念を採用し、その特性およびニーズが確実に認識されるようにすること。**

**(b) 障害の医学的モデルの要素を障害の人権モデルの原則に置き換えることによって、また、障害のある人に対する法的および環境的(バリア)障壁の評価と、障害のある人の自立生活と完全な社会的インクルージョンを促進するために必要な支援と援助の提供を目的とした制度を確立できるように、障害評価システムを変更すること。**

 **(c) 障害者団体の密接な関与の下に、公共政策立案者、裁判官、検察官、教員および障害者に関わる仕事をしている医療、保健およびその他の専門職に対して、障害のある人の権利および条約に基づく締約国の義務に関する知識向上プログラムを提供すること。**

7. 委員会は、締約国が条約の選択議定書をまだ批准していないことに注目している。

**8. 委員会は、締約国に条約の選択議定書を批准するように促している。**

9. 委員会は、障害者に影響する法律、政策およびプログラムに関する意思決定プロセスにおいて、多様な障害者を代表する団体を通じて障害のある人がほとんど関与していないことに懸念を抱いている。

**10. 委員会は、一般的意見 No. 7（2018）を想起し、締約国に対し、公的意思決定プロセスにおける障害者を代表する団体を通じた効果的な関与のためのメカニズムを強化し実施するよう勧告する。そして、障害児、精神障害者および／または知的障害者、インターセックスの障害者、障害女性、障害のある難民および移民、自閉症者、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーおよびジェンダー多様な障害者、より高レベルの支援を要する障害者などの障害者組織全般と有意義な協議が行われるようにすることである。**

 **B. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等と非差別（第5条）**

11. 委員会は、懸念をもって見守っている。

 (a）障害者、特に障害女性、障害のある移住者、障害のあるLBGTQI+および障害のあるHIV感染者が直面する重複および交差する形態の差別が、「障害者に対する差別の禁止および権利侵害に対する救済等に関する法律」で認識（規定）されていないこと。

 (b）改正された障害者福祉法第15条が、精神障害者を普遍的福祉サービス提供システムから排除していること。

(c）合理的配慮を拒否することが、生活のあらゆる領域で障害を理由とする差別の一形態として認識されていないこと。

 (d) 弁護士費用を含む訴訟費用の負担が障害のある人の司法へのアクセスを制約していること。

**12. 委員会は、一般的意見第6号（2018年）および持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3を想起し、締約国に対して勧告する。**

 **(a) 既存の差別禁止法、特に「障害者に対する差別の禁止、権利侵害に対する救済等に関する法律」を見直し、包括的な差別禁止法を制定し、障害を理由とする多重的・交差的形態の差別に加えて、年齢、性別、人種、民族、性同一性、性的指向など他の理由との交差があることを認識し、多重的・交差的形態の差別を解消する戦略を採用すること。**

**(b) 障害者福祉法第15条を見直し、条約に沿って普遍的福祉サービスの提供体制に精神障害者を含めること。**

 **(c) 障害者の権利に関する訴訟で敗訴した障害のある人に、相手方から請求される訴訟費用の負担を免除するとともに、障害のある人への追加費用や行政負担が生ずることを避けるために、利用しやすく公正な返済の仕組みを確保すること。**

 **(d) 合理的配慮の拒否を障害を理由とする差別として認識し、そのような差別報告の実効ある調査を確保すること。**

**障害のある女性（第6条）**

13. 委員会は、懸念をもって注目している。

 (a) 障害関連の法律と政策にジェンダーの視点が含まれていないこと、また、ジェンダー関連の法律と政策に障害の視点が含まれていないことは、障害のある女性と少女へのさらなる差別、疎外、排除をもたらすこと。

 (b）障害者に関連する活動を計画・実施するために、障害の人権モデルに基づくジェンダーに配慮した予算編成が行われていないこと。

 (c）国内法の枠組みが、障害のある女性や少女に対する交差差別を明示的に取り上げていないこと。また、適切な政策対応を設計するために、障害のある女性や少女が直面する多重的差別や交差的差別に関するデータがなく調査も実施されていないこと。

 (d）雇用、公共的・政治的生活、意志決定過程、司法への取組みに関して、障害のある女性のためのエンパワーメントプログラムが欠如していること。

**14. 委員会は、一般的意見第3号（2016年）および持続可能な開発目標5に再度着目し、締約国に対して勧告する。**

 **(a) 障害のある女性と少女の権利をすべてのジェンダー法制の本流に組み入れ、障害のある政策とプログラム、特に第3次ジェンダー平等基本計画（2023～2028）および障害アジェンダにジェンダーの視点を組み入れるとともに、ジェンダーおよび障害関連の政策とプログラムの設計と実施に、障害のある女性と女児との協議と彼女たちの実質的参加を確保すること。**

 **(b) 一般的な障害問題に関連するあらゆるプログラムおよび活動が、確実に男女平等の視点に基づいて計画され、予算化されるようにするための措置を講じること。**

 **(c) 障害のある女性や少女に対する差別の多重的かつ交差的な形態を立法過程で認識し、ジェンダーの視点と交差性を反映した明確な法律と戦略を採用すること。**

 **(d) 障害のある女性および女児のエンパワーメントと生活のあらゆる領域における完全なインクルージョン(包摂)、ならびにあらゆる公共的意志決定過程への彼女たちの関与を実現することを目的とした対策をとること。締約国は、障害のある女性が政府機関および司法などでの意志決定の役割を担い、また政治的な場面での代表とされるすべを確保するための措置を講じるべきである。**

**障害のある子ども（第7条）**

15. 委員会は、懸念をもって見守っている。

 (a）障害のある子どもたちと協議し、彼らに関するすべての事柄について彼らが意見を表明することを可能にするメカニズムが存在しないこと。

 (b）障害のある子どもたちのための一般的な地域をベースとするサービスへのアクセスが欠如していること。

 (c) 障害のある子どもたちも遊ぶことのできるインクルーシブな遊び場は全体の 0.03 パーセントに過ぎず、その結果、 障害のある子どもたちが差別され、他の子どもたちと平等に遊ぶ権利を享受できていないこと。

**16. 障害児の権利に関する子どもの権利委員会との共同声明（2022年）とのつながりで、委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。**

 **(a）障害のある子どもが自分に影響を与えるすべての事柄について意見をまとめ、自由に表現できること、および、これらの意見が子どもの年齢と成熟度に応じて十分に尊重されることを確保するために、障害のある子どもの能力の発達に注目するメカニズムを確立すること。**

 **(b）障害のある子どものための地域ベースのリハビリテーション・プログラムを開発することにより、家庭生活や地域生活を含む生活のすべての領域における障害のある子どものインクルージョンのための政策を実施すること。**

 **(c) 遊び場が障害のあるすべての子どもにとって確実にインクルーシブかつアクセシブルとなるよう、「児童遊戯施設安全管理法」を見直すこと。**

**意識啓発（第8条）**

17. 委員会は、以下について懸念している。

 (a）社会およびメディアにおいて、障害のある人の尊厳、能力および権利に関する啓発キャンペーンがほとんど行われていないこと。また、障害のある人の実質的な参加を得て障害のある人の権利に関する啓発を行うための長期的な戦略が存在しないこと。

(b) 政治的言説やソーシャルメディアにおいて、自閉症者、精神障害者、知的障害者を含む障害のある人に対する差別的態度、否定的ステレオタイプ、偏見、広範な憎悪、侮辱的表現が根強く残っていること。

**18. 委員会は、締約国が行うべきことを、次のように勧告する。**

 **(a) 障害のある人に対する意識を高め、偏見と闘うために、障害者団体と緊密に協議し、障害者団体の参加を得て、国家戦略を採択し、その影響を監視すること。**

**(b）すべての障害のある人の尊厳、能力および貢献を大切に思う心を育むために、すべての教育レベルにおいて、政策立案者、司法当局、法執行当局、メディア、政治家、教育者、障害者に関わる仕事をしている専門職、ひいては一般市民に対して、障害のある人の権利に関する定期的な研修および啓発モジュールを、あらゆる利用可能な形式で、障害のある人の積極的関与を伴う形で導入すること。**

**アクセシビリティ（第9条）**

19. 委員会は、懸念をもって注目している。

 (a）障害者便宜法施行令が最近になって改正されたが、それでも、建物のサイズや建設年に関する除外規定は依然として存在し、公共建築物の完全なアクセシビリティの実現を引き続き妨げていること。

 (b) 情報通信の技術やシステムの欠如を含め、条約の下でのアクセシビリティの義務を全面的に実施するための包括的かつ有効な措置が欠如していること。

 (c）2022年1月の交通の特別なニーズを改善するための移動弱者の移動の利便の増進に関する法律の改正が、その対象から都市間バス、高速バスおよび広域バスを除外し、また、バス番号、路線および車内案内等の情報提供が不十分であるために、視覚障害者および聴覚障害者のバス利用が妨げられること。

 (d) アクセシビリティを保証する義務が国や公的機関に限定されているため、それ以外の場所でのデジタル作業環境におけるバリアが障害のある人の情報通信技術へのアクセスを妨げていること。

**20. 一般的意見第2号（2014年）および持続可能な開発目標9およびターゲット11.2ならびに11.7とのつながりで、委員会は、締約国に勧告する。**

 **(a) 国内法を改正し、規模、容積、建設年月にかかわらず、すべての建物および構造物のアクセシビリティの確保を義務とする規則を含めること。**

**(b) 条約に記載されたすべての分野を含む国家アクセシビリティ戦略を採用し、それが遵守されなかった場合の制裁制度の確立を含め、自治体レベルでアクセシビリティを監視するためのメカニズムを強化すること。**

 **(c) 公共交通機関、特に都市間バス、高速バス、広域バスの車椅子対応車両の数を増やし、バス番号や路線、車内案内を含む情報をアクセシブルな形式にし、環境と公共空間を改善して、多様な障害のある人々に安全かつアクセシブルなものとすること。**

 **(d）障害のあるすべての人、特に視覚障害者が、教育施設と家庭の両方で、公共および民間のウェブサイトとモバイルアプリケーションを利用できるように、デジタル技術への普遍的なアクセスを確保すること。**

**生命に対する権利（第10条）**

21. 委員会は次のことを深く憂慮している。

(a) 自閉症の人、精神障害のある人の自殺や失踪の割合が高いこと。また、障害のある親が自殺するとき、その前に子どもを殺してしまうケースがあること。

(b) 特にCOVID-19の大流行時に、施設内で多数の障害のある人が死亡していること。

**22. 委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。**

 **(a) 障害者を代表する団体を通じて障害者との緊密な協議や積極的な関与を確保しながら、自閉症の人、精神障害のある人および家族を対象に含めるための具体的措置を伴う、障害のある人のための国家自殺・失踪防止戦略を採用、実施すること。**

 **(b) 障害者の組織および独立した監視機構と協議して、地域社会における安全かつ自立した生活を確実に実現するために障害のある人の緊急脱施設化に着手し、どのように重篤な健康状態であっても生存する権利を保護するための対策を作成すること。**

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

23. 委員会は懸念を抱いている。

(a) 2018年の災害と安全の管理に関する枠組み法に、障害のある人のリスクの予防と軽減のための災害リスク軽減計画、政策およびプロトコルが含まれていないこと。

(b）「災害リスク軽減のための仙台（防災）枠組2015～2030」および気候変動適応、アジア太平洋地域における障害のある人のための「権利を実現する」ための仁川戦略の目標7の実施での障害者およびその代表組織の国レベルおよびその報告プロセスにおける関与の低さ。

**24. 委員会は、締約国に勧告する。**

 **(a) すべての障害のある人、特に子ども、女性、精神障害者、知的障害者、感覚障害者にとってインクルーシブかつアクセシブルな災害リスク軽減計画の採用を加速させること。**

 **(b）国および地方レベル、プロセスのすべての段階におけるすべての災害リスク軽減および気候変動適応計画の設計と実施について、障害者を代表する団体を通じて障害者と緊密に協議し、「災害リスク軽減のための仙台枠組み2015-2030」および「持続可能な開発目標11および13」に従って、総合戦略を採用すること。**

25. 委員会は、障害のある人、特にまだ施設に入所している障害者がCOVID-19の大流行によって異常な高頻度で感染していること、また、緊急情報および医療機器へのアクセスへのバリアに障害者が直面していることを懸念している。

**26. 委員会は、締約国が、国連人権高等弁務官事務所が作成したCOVID-19の大流行に対する障害インクルーシブな対応に関する政策要綱に従って、以下を実施するよう勧告する。**

 **(a) COVID-19への対応および治療プランのメインストリームに障害が含まれるようにすること。それには、ワクチンへの平等なアクセスの確保、ならびにパンデミックのマイナスの影響を抑制するための経済的および社会的プログラムなどがある。**

 **(b) 緊急時に障害のある人を脱施設化し、地域社会で生活できるようにするための適切な支援を提供する措置をとること。**

 **(c）COVID-19対応および治療プラン計画の策定および実施のすべての段階に、障害のある人およびその代表団体を参加させること。**

 **(d) 危険な状況や人道的緊急事態のときに、すべての障害のある人がアクセシブルな形式と適切な方法で必要な情報を入手することができるようにすること。**

**法の下での平等な承認（第12条）**

27. 委員会は、精神および／または知的障害に着目して障害のある人の活動能力を制限する後見人制度および代理意思決定制度が廃止の方向に向かって進んでいないこと、およびこの制度を支援付き意志決定制度に全面的に置き換えるためのスケジュールが設定されていないことを深く憂慮している。また、委員会は、障害者とその家族の理解を深めるために、アクセシブルな形式で用意された支援付き意思決定についての情報の欠如を懸念している。

**28. 委員会は、前回の勧告[[4]](#footnote-4)を再確認し、一般的意見第1号（2014）とのつながりで、締約国に以下のことを勧告する。**

**(a) 後見人や後見権を伴う代理意思決定制度を、パーソナルアシスタンスを確実に提供しながら、障害のある人の自主性、意志、選好を尊重する支援付き意思決定制度に置き換える。**

**(b) 改革プロセスおよび障害のある人の法的能力の正当な認識と支援付き意思決定のメカニズムに関する関係者の研修に、障害者を代表する団体を通じて、障害のある人の実質的かつ自主的な参加を確保すること。**

**(c) 支援付き意思決定についての情報を、点字、手話言語、分かりやすい版などのアクセシブルな形式で作成し、障害のある人とその家族に広めるための資金を提供すること。**

**司法へのアクセス（第13条）**

29. 委員会は、障害のある人が他の者と平等な立場で司法に完全にアクセスすることを妨げる制限が継続して存在することを懸念している。

**30. 委員会は、前回の勧告[[5]](#footnote-5)を参照し、2020年の「障害者の司法アクセスに関する国際原則およびガイドライン」および持続可能な開発目標のターゲット16.3を想起すべきことを、締約国に勧告する。**

 **(a) 条約に従い、障害者の司法へのアクセスに関する行動計画、ならびに司法手続のすべての段階における障害のある人の実質的な参加に関するすべての制限をなくすために必要な法的、行政的および司法的措置をとること。**

 **(b) 障害のある人が法的手続の様々な局面に実質的に参加できるようにするために、パーソナルアシスタンスの提供を含む手続上の調整を行うこと。**

**(c) 法的手続全体を通じて使用するために、ユニバーサルデザインの原則を適用し、点字、手話言語、分かりやすい版、音声および映像の転写など、代替および付加的な情報およびコミュニケーション手段を開発し、また、アクセシブルな交通手段を含めてすべての司法施設に対する物理的アクセスを確保するための行動計画を採択すること。**

 **(d) 司法及び法執行当局にこの条約に関する研修を提供するための働きかけを強化すること。**

 **(e) 障害のある人が他の者と平等に法曹界で活躍できるようにするための措置を講じ、そのための個別のサポートを確保すること。**

**身体の自由及び安全（第14条）**

31. 委員会は、障害のある人、特に精神障害者および知的障害者に、依然として障害を理由に自由を奪うことのできる法律が適用されていること、また、これらの者が監禁を含む恣意的な扱いを免れることを確保するための措置に関する情報が欠如していることに引き続き懸念を抱いている。

**32. 委員会は、障害者の自由と安全に対する権利に関するガイドラインを想起し、締約国に対し、以下を勧告する。**

 **(a) 「成年後見に関する民事法」および「精神保健法」の規定を含めて、機能障害そのもの、および自身または他人にとっての危険が想定されることを理由に強制的な自由の剥奪を認めるすべての関連法律条項を廃止し、取り調べと拘留期間中の障害者への手続き的配慮などで非差別を確保する法規定を導入することによって、機能障害を理由とする障害のある人の強制入所を禁止し、精神障害者の自由と身体の安全の権利を他の者と同等に回復させること。**

 **(b) 精神障害者および知的障害者が、恣意的かつ強制的な治療、特に監禁につながる治療を確実に受けさせられないようにするための監視機構を設置すること。**

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条)**

33. 委員会は、家庭環境、精神科施設、病院、刑務所および教育サービスにおいて、特に精神障害者および知的障害者に対して、隔離、物理的・化学的・機械的拘束およびその他の形態の不当な扱いが継続的に行われていることについて引き続き懸念している。

**34. 委員会は、締約国に対し、向精神薬と身体拘束の使用を直ちに中止するとともに、以下を実現することを要請する。**

**(a) 司法、教育、保健、精神および高齢者介護施設を含むすべての環境において、すべての障害のある人を拷問および残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または刑罰から保護するために必要な対策をとること。また、障害者の団体がこのプロセスにおいて実質的な協議の対象となり、関与の場が設けられるようにすることを勧告する。**

 **(b) 施設にいるすべての障害のある人が苦情申し立て手続きを利用できるようにし、障害者に対する拷問または残虐、非人道的もしくは品位を傷つける処遇もしくは刑罰に相当する可能性のある行為の加害者を取り調べ、行為に見合った制裁を科すこと。**

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

35. 委員会は、懸念をもって注目している。

 (a）障害のある人を搾取、暴力および虐待から保護するための措置について、一般市民、なかんずく障害のある人の間でも認識が欠如していること。また、家庭、学校及び職場を含むすべての環境において、障害のある人に対するあらゆる形態の搾取、暴力および虐待と闘う包括的戦略が不足していること。

(b）障害のある子どもは、他の子どもよりも高い割合で暴力にさらされていること。また、障害のある子どもに対する暴力および関連する苦情に関する情報および統計データが入手しにくいこと。

 (c）精神障害及び知的障害のある女性を含め、暴力の被害者である女性及び少女にとってアクセシブルなシェルター(避難施設)がほとんどないこと。

 (d) あらゆる形態の搾取、暴力、虐待を認識するための、職員、介護者、障害者の家族、保健職員、法執行官の訓練が適切に行われていないこと。

**36. 委員会は、締約国に勧告する。**

 **(a) 搾取、暴力および虐待から障害者を保護するための措置についての認識を高めるために必要なあらゆる対策をとり、障害のある人、特に精神障害者ならびに知的障害者および施設収容者を対象とする搾取、暴力および虐待を防ぐための総合戦略を実行し、障害のある人がこの被害の回避、識別および通報の方法についての情報を確実に有し、搾取、暴力または虐待の被害者である障害のある人が独立した苦情処理メカニズムにアクセスして、リハビリテーションを含む適切な補償などの救済が確実に提供されるようにすること。**

 **(b) 効果的な実施とモニタリングを確実にするために、施設の内外で障害のある子どもに対するあらゆる形態の暴力と虐待をなくすための行動計画を策定・実施し、細分化されたデータを収集すること。**

 **(c) 支援センターや緊急シェルターなど、ジェンダーに基づく暴力の被害者である障害のある女性や少女のためのサービスがアクセシブルで、必要な支援が確実に提供されること。**

 **(d) 障害者の家族および介護者、保健専門家、法執行官が、あらゆる形態の搾取、暴力および虐待を認識し、暴力の被害者である障害者との確実なコミュニケーションをとり、協力できるようにするための継続的な訓練を提供すること。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

37. 委員会は、障害のある女性および少女に対する強制不妊手術を禁止する法的規定があるにもかかわらず、この慣行がいまだに根強く残っていることを懸念している。また、この問題に関して締約国が実施した調査に関する情報がないことについても懸念している。

**38. 委員会は、締約国に対し、障害のある女性および少女、特に施設で生活する女性および少女に対する強制不妊手術の処置と、同意のない妊娠の中断を根絶するための措置をとるよう要請する。また、締約国に対し、禁止が明文化されているにも拘わらず、未だに発生が継続している事例を特定、調査、追跡し、それらの事例に関して完全な救済を提供するためのメカニズムを確立し、強制不妊手術を許さないことへの保護を提供する措置を講じるよう勧告する。**

**移動の自由及び国籍（第18条）**

39. 委員会は、障害のある人、特に精神障害者から、その障害を理由として大韓民国に入国する権利を奪う出入国管理法第11条の規定及び障害者福祉法第32条の規定を廃止する努力がなされていないことを引き続き懸念している。

**40. 委員会は、障害のある人が障害を理由に大韓民国に入国する権利を奪われないようにするために、また、障害のある移民が基本的な障害者サービスにアクセスできるようにするために、締約国が差別的な規定を廃止するための緊急措置をとるよう勧告する。**

**自立して生活し、地域社会にインクルージョンされること（第19条）**

41. 委員会は懸念をもって見守っている。

 (a) 障害のある人が施設に収容され続けていること、および障害のある人が地域社会にインクルージョンされ、パーソナルアシスタンスサービスを含むすべての必要な支援サービスを受けられるようにするための予算およびその他の措置を含む取り組みの欠如。ならびに、障害のある人が自立して生活し、地域社会にインクルージョンされる権利、どこで、誰と暮らすかを選ぶ権利、特定の生活様式で暮らすことを強いられない権利に関する社会および公的機関における認識の欠如。

(b) 既存の居住施設に収容されている女性や障害児を含む障害のある人の脱施設化戦略の実施がおぼつかないこと、障害のある人、特に住居を確保できない精神障害者や知的障害者の再定住のためのプログラムの欠如。

**42. 委員会は、一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドライン[[6]](#footnote-6)を想起して、締約国に勧告する。**

 **(a) 障害者団体との協議の上、自立生活支援工程表を見直し、条約に沿ったものにするとともに、障害のある人の生活形態に関する選択権と自己決定権、特定の生活形態での生活を強いられない権利、地域社会から隔離されることなく地域社会にインクルージョンされることの価値についての理解を促進するための啓発活動や十分な予算措置、その他の対策を確実に含むようにすること。**

**(b) まだ居住施設に置かれている障害のある大人と子どもの脱施設化プロセスのための戦略の実施を拡大し、障害のある人が自立して生活し、地域社会に参加できるようにすることを目的とする地域密着型サービスの利用可能性を高めること。**

**表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス（第21条）**

43. 委員会は懸念している。

 (a) 公共および民間のメディア媒体、特に公共情報を提供するウェブサイトにおいて、アクセシブルな形式での情報および分かりやすい版、平易な言語、キャプション、手話言語、点字、音声記述、触知・補強・代替コミュニケーション手段などによる情報の提供が不十分であり、障害のある人による情報へのアクセスが極めて限定されていること。

 (b) 「障害者にアクセシブルな放送番組の提供ガイドライン」に、わかりやすい版のコンテンツやその他のアクセス形式、モード、通信手段を用いた十分にアクセシブルな情報の提供の要件が含まれていないこと。

**44. 委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。**

 **(a) テレビおよびメディアサービスを含むすべての公共情報を、開発、普及促進および利用のために十分な資金を割り当てることにより、点字、盲ろう者通訳、手話言語、分かりやすい版、平易な言語、音声記述、キャプションおよび字幕などのアクセシブルなコミュニケーション様式で、確実に利用できるものとし、障害のある人の多様性に配慮した情報通信技術へのアクセスを確保すること。**

 **(b) 「障害者にとって利用しやすい放送番組の提供ガイドライン」を見直し、分かりやすい版で、またその他のアクセス形式、通信方法を用いて、十分にアクセシブルな情報を提供するための基準を含めること。**

**プライバシーの尊重（22条）**

45. 委員会は、行方不明の防止を大義名分として、プライバシー権を侵害する追跡装置が、自閉症者、知的障害者、精神障害者に、自由意志と情報に基づく同意なく仕掛けられていることを懸念しつつ見守っている。

**46. 委員会は、締約国に対し、以下の事項を勧告する。**

**(a) 障害のある人、特に自閉症者、精神障害者、知的障害者、神経変性障害者のプライバシーを尊重し、追跡装置が彼らの同意に基づいて仕掛けられることを保証するための措置を講じること。**

**(b) この条約および障害の人権モデルに沿った形での失踪や蒸発を防止するための対策を含む適切な措置をとること。**

**家庭及び家族の尊重（23条）**

47. 委員会は、以下のことを懸念している。

(a) 障害のある人、特に女性障害者、精神障害者および後見人の下に置かれた知的障害者の家族、親権および血縁関係に関する権利が締約国の法律に明示的に記載されていないこと。

(b) 障害のある子どもとその家族への支援、および障害のある親が親としての責任を果たすための支援が十分でないこと。

**48. 委員会は、締約国に対し、次のことを勧告する。**

**(a) 法律を改正し、女性障害者、知的障害者および精神障害者を含む障害のある人に結婚し、家族を築き、他の人と平等に親としての責任を果たす権利があることを明示的に記載すること。**

**(b) 障害のある人の家族が家庭という環境で子供を育てるための効果的な支援を確保できるようにするための立法措置および政策措置を講じること。**

**教育（第24条）**

49. 委員会は懸念している。

 (a）締約国は、医学的障害に基づくアプローチに基づく特殊教育を継続し、一貫して特殊学校の数を増やしている。その結果、自閉症、知的障害、精神障害または重複障害を含む障害のある多数の児童が、依然として差別的な特殊教育を受けていること。

 (b）点字、手話言語、アクセシブルな教授法の訓練を受けた教員や支援スタッフの数が十分でなく、インクルーシブ教育の推進に必要なスキルや能力に関する教員研修のレベルが低いこと。

(c) 幼稚園に通えずにデイケアセンターに通っている障害のある子どもたちが、教育省からのサポートを受けていないこと。

**50. 一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、委員会は、前回の勧告[[7]](#footnote-7)を確認して、締約国に次のことを要請する。**

**(a) 教育上の要件および必要な配慮の人権に基づく個別評価を含む、すべての教育レベルにおける主流教育へのインクルージョンの考え方の取り入れを促進するための戦略を伴う包括的インクルーシブ教育政策を策定し、教師および教師以外の教育関係者にインクルーシブ教育に関する適切な訓練を提供すること。**

 **(b) 障害のある生徒に対し、インクルーシブ・デジタル・アクセス、およびわかりやすい版、コミュニケーション補助、支援機器、情報技術を含むコミュニケーションの様式や手段など、選択的でアクセシブルな形式の補助代償手段や学習教材を提供すること。**

**(c) 厚生省管轄の分離されたデイケアセンターに通うすべての障害児が、教育省管轄の主流幼稚園に移管されるようにすること。**

**健康（第25条）**

51. 委員会は、商法第732条が、障害者の生命保険契約を「精神能力を有する」場合にのみ認めていることを引き続き懸念しており、これは障害のある人に対する差別に相当している。また、障害者の健康に対する権利に関する法律の下で、女性の健康に対する権利が妊娠、出産および母性に限定されていることも懸念している。

**52. 条約第25条と「持続可能な開発目標」のターゲット3.7および3.8とのつながりを考慮し、委員会は前回の勧告[[8]](#footnote-8)を再確認し、締約国に以下のことを勧告する。**

**(a) 商法732条を廃止し、性と生殖に関するヘルスケアとサービスおよびメンタルヘルスサービスへのアクセスを含む、健康に対する女性の権利の多様な側面に関する個別のプログラムを作成し、実施すること。**

 **(b) 医療従事者に対し、障害者のスキル、支援策、コミュニケーション手段・方法など、障害者の権利に関する研修を拡大し、一方で、障害のある人、特に精神障害者、知的障害者、障害のある女性・少女に対し、点字、手話言語、分かりやすい版などのアクセシブルなフォーマットで情報を提供すること。**

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

53. 委員会は、社会保障および社会福祉支援が、締約国の国民に加えて、長期居住者および韓国国民と結婚した外国人に対してのみ提供可能であり、そのために障害者としての登録を必要としていることが、外国人の障害者を医療およびリハビリテーション治療、職業訓練、個人支援へのアクセスから除外していることに懸念をもって注目している。

**54. 委員会は、締約国に対し、ハビリテーションとリハビリテーションの制度を拡大し、障害者が国籍または居住の状況にかかわらず、個人の必要に基づいてハビリテーションとリハビリテーションに確実にアクセスできるようにするよう勧告する。**

**労働と雇用（第27条）**

55. 委員会は、懸念をもって注目している。

 (a) 精神障害者および知的障害者の労働市場への参加を排除または制限する差別的な法律があること。

 (b）最低賃金法が障害のある人を最低賃金の保護の対象から除外しており、その結果、働く障害者の多くが受け取っている報酬が最低賃金以下であること。

 (c) 障害のある人が保護作業所(シェルタードワークショップ)に分離され続けていること。および障害のある人をこれらの作業所から一般労働市場に段階的に移行させる具体的な計画が欠如していること。

**56. 委員会は締約国に、持続可能な開発目標のターゲット8.5とのつながりで、次のことを行うよう勧告する。**

 **(a) 一般労働市場への障害のある人の参加を排除または制限するすべての差別的な法律を廃止し、すべての障害のある人の働く権利を確実にするための実効性のある措置、ならびに、特に募集広告、採用プロセス、合理的配慮、再教育、昇進、およびその他の仕事と雇用に関する権利に関連する差別を許さないための措置をとること。**

**(b)同一価値の労働に対する同一の報酬を確実なものとするために最低賃金法を見直し、同法の恩恵を受けられない障害のある人に補償を提供すること。**

 **(c) 脱施設化プロセスの一翼を担っている障害者、聴覚障害者、精神障害者および知的障害者を含む障害のある人が、一般労働市場における労働と雇用、および包括的な職場環境にアクセスできることを保証するための対策を強化すること。**

 **(d) 障害のある人が保護された雇用から一般的、インクルーシブかつアクセシブルな雇用に移行できるようにするための対策を実施し、障害のある人、特に女性の障害者の一般労働市場への参加を増やすための割当制度を含む障害のある人の雇用を促進するために用意された積極的格差是正措置(アファーマティブアクション)の効果的な実施を確保すること。**

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

57. 委員会は、懸念をもって注目している。

(a) 障害者の所得保障および社会保障政策の下で、障害手当および障害年金として支給される額が、締約国の生活費の高さに見合うものとなっていないこと。

(b）障害者等級制度の廃止後も、一部の障害者が年金制度から除外されていること。

(c）障害者登録が完了しても、障害年金などの必要不可欠な支援を受ける資格を持たない障害のある移住者がいること。

**58. 委員会は、条約第28条と、障害の状態にかかわらず、すべての人のエンパワーメントと経済的インクルージョンを促進しようとする持続可能な開発目標のターゲット10.2とのつながりを想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 障害のある人のための社会保護および貧困削減スキームを強化し、障害者団体と協議して障害者手当の額を見直すこと。**

**(b) 障害年金の受給資格を拡大し、特に**義務的な提供者**扶養義務の要件を完全に廃止することにより、すべての障害のある人が障害年金の給付を受けられるようにすること。**

**(c) 障害のある移民・難民が基本生活保障や障害者手当などの社会保障・社会福祉支援の恩恵を受けられるよう、早急に対策を講じること。**

**政治的・****公的活動への参加（29条）**

59. 委員会は懸念をもって注目している。

 (a) 「医療および保護に関する法律」の差別的な規定は、医療を受けている障害者および拘留施設にいる障害者を選挙のプロセスから排除していること。

 (b）聴覚障害者、精神障害者、知的障害者、盲ろう者、女性障害者を含む障害のある人の政治的および公的活動への参加を確保するための対策がとられておらず、これらの人は代表とされることが不当に少ないこと。

 (c) 投票所、投票手続き、施設および資料、加えて公開選挙討論会、選挙プログラム、オンラインまたは印刷された選挙資料を含む選挙に関する情報へのアクセスの欠如。そして、これらのすべてが障害者の実質的な政治への参加を制約していること。

**60. 委員会は、締約国に勧告する。**

 **(a) 障害者の権利を否定するすべての差別的条項を撤廃し、選挙プロセスおよび政治的・公的活動への完全参加を確保すること。**

 **(b) 選挙による代表としての立場を含めて、ろう者、精神障害者、知的障害者、盲ろう者、女性障害者を含む代表枠の過小な障害者グループの参加の平等を確保し、選挙に立候補する障害者、特に少数政党から立候補する障害者を支援するための明確な措置を導入すること。**

 **(c) 選挙および投票の手続き、施設、オンラインまたは印刷された選挙資料を、わかりやすい言語および分かりやすい版で確実にアクセスできるようにし、すべての障害者がそれらを利用しやすくすること。**

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

61. 「盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約外務省訳」を効果的に実施するための具体的措置が講じられておらず、障害のある人、特に障害のあるこどもが他の者と平等に文化生活、娯楽、レジャーおよびスポーツに参加することを促進するための対策が十分でないことを懸念している。

**62. 委員会は、締約国に対し、障害者の代表団体との緊密な協議を通じて、マラケシュ条約の効果的な実施を確保するための適切な措置を講じるよう勧告する。また、締約国に対し、障害のある人、特に障害のある子供が他の者と平等に文化的生活、レクリエーション、レジャーおよびスポーツに参加する権利を享受することを実現するための努力を強化するよう勧告する。**

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計及びデータ収集（第 31 条）**

63. 委員会は、障害のある人が権利を行使する際に直面するバリアに関する細分類されたデータの収集および公表のための国家レベルでの一貫した措置の欠如について懸念している。

**64. 委員会は、ワシントン・グループの短縮質問集および経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会の障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントに関する政策マーカーを想起し、締約国に対し、以下のことを勧告する。**

 **(a) 年齢、性別、性的指向、性自認、人種、民族、所得、移住状況、教育レベル、雇用状況、居住地別に分類された障害者データを収集するシステムおよび手順を早急に開発すること。そのシステムおよび手順では、守秘義務が確実に守られ、障害のある人のプライバシーが尊重されるべきである。**

 **(b) 障害のある人の権利の実現に対するバリアを特定する目的の定期的な調査を実施するために資金を割り当てること。締約国は、自治体当局が障害のある人のインクルージョンに対するバリアについて定期的な調査の実施能力を確立できるようにすべきである。**

 **(c) 障害のある人の権利を実現するためにとられる障害関連政策および措置に情報を提供するために、定量的および定性的双方の手法を用いた独立の参加型調査を支援すること。**

**国際協力（第32条）**

65. 委員会は、開発協力の取り組みの障害のある人に対する影響を測定する適切なメカニズムの欠如と、開発協力パートナーとしての障害者団体、特に障害女性の団体の実質的な関与についての情報の欠如に懸念をもって注目している。

**66. 委員会は、条約の実施に取り組む地域的枠組みとしての仁川戦略を含む国際協力計画、プログラムおよびプロジェクトの作成および実施のすべての段階において、障害者団体が実質的な協議の対象とされ、関与すべきことを勧告する。**

**国内での実施と監視（第33条）**

67. 委員会は懸念をもって注目している。

(a）障害者政策調整委員会及びその小委員会は、年に3回までしか開催されず、障害者政策の実効ある調整を確保するには十分でないこと。

(b) 2021年の韓国国家人権委員会の再認定時に行われたGANHRI認定小委員会の「単一の独立した選定委員会を設置し、その財政的自主性を確保するべきである」という勧告の実施に向けての進捗がほとんどないことについて。

**68. 委員会は、締約国に勧告する。**

 **(a) 障害者政策の実効ある調整を確保するために、障害者政策調整委員会とその小委員会の会議サイクルを密にすること。**

 **(b) 国家人権委員会が有効にかつ独立して機能し、人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）に完全に従ってその任務を遂行することを確保するために、単一の独立した選考委員会を設置し、その財政的自主性を確保し、その人的資源を強化するためのGANHRI認定小委員会の勧告を実施すること。**

 **IV. フォローアップ**

**情報の普及**

**69. 委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。中でも、講じられるべき緊急の措置に関して、委員会は、障害のある女性に関するパラグラフ14および自立生活と地域社会へのインクルージョンに関するパラグラフ42に締約国の注意を喚起したい。**

**70. 委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および議会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育・医療・法律専門職などの関連専門職グループのメンバー、ならびにメディアに対して、最近のソーシャルコミュニケーション戦略を用いて、検討および行動を促すために本総括所見を伝達するよう勧告する。**

**71. 委員会は、締約国に対し、定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を関与させることを強く奨励する。**

**72. 委員会は、締約国に対し、非政府組織および障害者団体、障害者自身およびその家族を含め、手話言語を含む国語および少数言語、および分かりやすい版を含むアクセシブルな形式で本総括所見を広く知らしめ、政府の人権に関するウェブサイト上で利用できるようにすることを要請する。**

**次回の定期報告**

**73. 締約国は、簡略化された報告手続きに従って報告することを選択した。委員会は、その報告に先立って事前質問事項を作成し、締約国に事前質問事項の受領後1年以内に回答を提出するよう要請する。2031年1月11日までに予定されている締約国の回答は、第4回から第6回までの定期報告書の合計を構成する。**

www.DeepL.com/Translator（無料版）の翻訳を参考にさせていただきました。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. See [CRPD/C/SR.598](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.598) and [CRPD/C/SR.599](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.599). [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/KOR/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/KOR/2-3). [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/KOR/QPR/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/KOR/QPR/2-3). [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRPD/C/KOR/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/KOR/CO/1), para. 22. [↑](#footnote-ref-4)
5. Ibid., para. 24. [↑](#footnote-ref-5)
6. [CRPD/C/27/3](https://undocs.org/en/CRPD/C/27/3). [↑](#footnote-ref-6)
7. [CRPD/C/KOR/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/KOR/CO/1), para. 46. [↑](#footnote-ref-7)
8. Ibid., para. 48. [↑](#footnote-ref-8)